

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和5年6月26日午後2時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 11名にしてその氏名は次のとおり  
1番 高橋 善一            2番 高橋 隆            4番 黒澤 ちよ子  
5番 本間 仁一           6番 青木 憲一           7番 浅野 厚司  
8番 伊藤 圭一           9番 神尾 篤志           10番 朝倉 善則  
12番 渡沢 寿            13番 安達 芳紀
3. 欠席委員 3番 山岸 誠            11番 鈴木 正徳
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 山内 美穂  
同 上 事務局長補佐 佐藤 秀之  
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
5. 付議事件  
日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 報第7号 南陽市認定農業者の認定について  
日程第5 報第8号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について  
日程第6 議第22号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について  
日程第7 議第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
日程第8 議第24号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について  
日程第9 議第25号 南陽市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の改正について  
日程第10 議第26号 令和6年度南陽市農地等の利用の最適化の推進施策に関する意見書の提出について  
日程第11 承第2号 南陽市農業委員会事務の実施状況等の公表について

6. (開会：ときに午後2時30分)  
会議の要領 令和5年6月19日付け南農委告示第6号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。  
議長(高橋会長) ただ今出席されている委員は、11名であります。  
なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、3番 山岸誠委員、11番 鈴木正徳委員の2名であります。  
よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。  
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長(高橋会長) それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。  
7番 浅野厚司委員、10番 朝倉善則委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 7番 浅野 厚司 委員  
10番 朝倉 善則 委員

議長(高橋会長) 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。  
会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長(高橋会長) 日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長(高橋会長) 日程第4 報第7号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第7号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、令和5年5月26日付け農第136号で、南陽市長から本委員会に対し、令和5年5月26日付けで17件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長) ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、報第7号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第5 報第8号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第8号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が1件ありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第8号について、ご説明申し上げます。  
議案書は4ページをご覧ください。  
1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 1, 848㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

議長(高橋会長) ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。  
…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声が有りますので、報第8号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第6 議第22号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第22号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し賃借権設定1件の許可申請がありましたので提案するものであります。  
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第22号について、ご説明申し上げます。  
議案書は5ページをご覧ください。  
賃借権設定の申請となります。  
1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲の田 3, 913㎡について、新規の7年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

嶋貫農地係長      なお、本申請は、田の賃借権設定で、青田の時期は作付作物の権利関係を明確にするため、申請を控えていただくことが原則ですが、借受人の新規就農関係の手続きの都合があり、申請人それぞれが了解の上、申請があったため、受付したものです。  
以上です。

議長(高橋会長)      ここで、議第22号の現地調査について、担当委員より報告をお願いします。

議長(高橋会長)      1番の現地調査について、後藤和義推進委員より調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長      後藤推進委員に代わりまして私から報告申し上げます。  
現地は事前にご相談をいただいております。私の方でも現地を確認しています。現在転作田になっているところにハウスを建てたいという申請でして、周辺農地に影響がないことを確認しています。  
以上でございます。

議長(高橋会長)      これより審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長)      「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長)      妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長(高橋会長)      次に、日程第7 議第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長      ただ今上程されました、議第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し所有権移転1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。  
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第23号について、ご説明申し上げます。議案書は6ページをご覧ください。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲ 外4筆の畑 合計1,034.91㎡を所有権移転し、雪押場及び資材置場として利用するため、申請があったものです。

傾斜地にある農地として、耕作できないような法面も面積に含まれており、通路その他347.91㎡の大部分が法面になっています。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

以上です。

議長(高橋会長) ここで、議第23号の現地調査について、5番 本間仁一委員より、報告をお願いします。

5番 (本間仁一委員) 6月19日に、私と黒澤ちよ子委員、佐藤事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で、5条1件の現地調査を行いました。この案件については申請通りであったことを報告いたします。

議長(高橋会長) これより、審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます  
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします、ただ今の1件の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第8 議第24号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 　ただ今上程されました、議第24号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、令和5年6月13日付け農第229号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「旧農業経営基盤強化促進法第18条」に基づいて、4件の所有権移転に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしく願い申し上げます。

議長(高橋会長) 　ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

佐藤事務局長補佐 　ただ今提案されました、議第24号につきまして、ご説明を申し上げます。

　議案書は7ページからで、10ページにつきましては、総括表となっておりますのでご覧ください。

　所有権移転が4件で、計画面積が田13,453㎡、畑14,187㎡、合計27,640㎡となっております。

　所有権移転の申請4件につきまして、詳細をご説明申し上げます。

　11ページをお開きください。

　No.1につきましては、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんに、▲▲字▲▲の田1,031㎡外1筆の合計1,811㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

　No.2につきましては、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんに、▲▲字▲▲の田2,753㎡他2筆の合計2,937㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

　No.3につきましては、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんに、▲▲字▲▲の畑2,330㎡他1筆の合計4,577㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

　No.4につきましては、▲▲の■■■■さんから、▲▲の■■■■さんに、▲▲字▲▲の畑1,75㎡他35筆の合計18,315㎡を所有権移転するもので、内訳といたしましては、田13筆8,705㎡、畑23筆9,610㎡となっております。移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

　以上でございます。

議長(高橋会長) 　お諮りいたします。

　この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。

　これに、ご異議ございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 　異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

　ここで、7番 浅野厚司委員の退席を求めます。

……………浅野厚司委員退席……………

議長(高橋会長) それでは始めに、議第24号1番の案件について、審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。  
お諮りいたします、ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。  
  
ここで、7番 浅野厚司委員の復席を求めます。

……………浅野厚司委員復席……………

議長(高橋会長) それでは次に、議第24号 1番を除く3案件について、審議いたします。

これより本案件について、審議に入りますが、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます  
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。  
お諮りいたします、ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第9 議第25号「南陽市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針」の改正についてを上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第25号「南陽市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針」の改正について、提案理由を申し上げます。  
本案の「南陽市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針」は、「農業委員会等に関する法律」第7条の規定に基づき制定、また、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととしており、昨年6月24日に改正しておりますが、令和4年法律第56号により「農業委員会等に関する法律」が一部改正され本年4月1日に施行されたことに伴い、「南陽市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針」について、改正内容を反映させた形での改正を、提案するものであります。  
なお、この指針の改正案につきましては、4月から農地専門委員会において、及び本日開催の最適化推進会議において、委員の皆様から意見をいただき、取りまとめたものとなっております。  
ご審議のうえ、決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明ありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第25号について、ご説明申し上げます。  
議案書は14ページから18ページになってございます。  
最適化指針は、農業委員会活動の長期的な目標を設定するもので、先ほど開催されました最適推進会議での説明のとおり、2032年まで10年間において、農地集積集約化、遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進について、数値目標と具体的な推進方法を定めるものです。委員改選期にあわせて、昨年度改正を行ったものですが、農業委員会法及び農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、記載内容の修正を行うものです。個別の説明については、推進会議で説明した内容ですので、省略させていただきます。以上です。

議長(高橋会長) これより審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします、ただ今の案件について、原案のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………



議長(高橋会長) 原案のとおり決定することが全員と認めます。  
よって、本案は、原案のとおり決定することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第10 議第26号「令和6年度南陽市農地等の利用の最適化の推進施策に関する意見書の提出について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第26号「令和6年度南陽市農地等の利用の最適化の推進施策に関する意見書の提出について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、市に対し農地等利用最適化推進施策の改善についての意見を提出するため、ご提案するものであります。ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

なお、本案につきましては、振興専門委員会で農地・広報専門委員会の意見を伺いながら原案を作成し、運営委員会、最適化推進会議において検討いただいた内容でございます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、本間振興専門委員長の補足説明を求めます。

本間振興専門委員長 ただいま事務局長からご報告いただきました通り、推進会議、各専門委員会等で議論いただきまして、その結果意見を集約したものでありますので、ご検討くださいますようお願い申し上げます。  
以上です。

議長(高橋会長) これより審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はありませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの案件について、原案のとおり意見書を提出することについて、妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。  
よって、本案件については、原案のとおり意見書を提出することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第11 承第2号「南陽市農業委員会事務の実施状況等の公表について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 　ただ今上程されました、承第2号「南陽市農業委員会事務の実施状況等の公表について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農業委員会等に関する法律第37条において、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」と規定されていることから、別紙「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、記載のとおり、公表を行うものであります。

　ご確認のうえ、承認くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(高橋会長) 　ただ今、事務局長より説明ありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

佐藤事務局長  
補佐 　ただ今提案されました、承第2号について、ご説明を申し上げます。農業委員会事務の実施状況については、ただいま局長から説明があったとおりで、【農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止、新規参入の促進】などについての活動状況をまとめ、毎年、6月30日までにホームページ上で公表をすることになっております。

　議案書は20ページからで、公表となる令和4年度の目標に対する活動の点検・評価については、21ページから26ページまでです。

　昨年6月に設定を行った令和4年度の最適化活動の目標における、【担い手への農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業経営の新規参入促進等】に関する点検内容になっております。

　詳細については、先ほどの最適化推進会議でご説明した内容と同じです。ですので省略させていただきます。

　以上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長(高橋会長) 　これより審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 　「なし」の声がありますので、質疑を終結いたします。

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします、ただ今の案件について、原案のとおり承認することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 　原案のとおり承認することが妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

議長(高橋会長) 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。  
よって、令和5年6月19日付け南農委告示第6号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午後2時50分)